

報道関係者 各位

感染症法に基づく急性脳炎として届出が行われた
新型インフルエンザ患者について

10月1日、大阪府高槻市より、感染症法に基づく急性脳炎としての届出がなされるとともに、別添の通り情報提供がございましたので、お知らせいたします。

なお、患者の個人情報については、特段のご配慮をお願いいたします。

平成21年10月1日

(お問い合わせ先)

高槻市広報課 担当 藤岡

072-674-7306

新型インフルエンザ患者の脳症症例の発生について

高槻市内の医療機関において、新型インフルエンザ患者の脳症症例が発生しましたので、報告いたします。

1 患者概要

高槻市内在住 5歳 男児 基礎疾患なし

2 経緯

9月27日	医療機関受診 発熱37～38℃台、咳、嘔吐
9月28日午前	同一医療機関受診 発熱38.9℃、鼻汁 A型陽性 タミフルドライシロップ処方
9月28日午後	同一医療機関再受診 発熱41℃、咳、鼻汁、前日あたりから異常言動等あり 臨床症状により脳症と診断されたため入院
9月29日	意識清明
9月30日	発熱37.2℃、食事摂取状態良好
10月1日	大阪府立公衆衛生研究所の検査により新型インフルエンザが確定

※ 現在、症状は快方に向かっている。

本件は、平成21年8月25日付厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部事務局事務連絡「新型インフルエンザ（A/H1N1）に係る今後のサーベイランス体制について」に基づき、新型インフルエンザ患者が脳症を発症したため、厚生労働省と連携して公表するものです。